

奈井江町飲食店利用拡大促進事業実施要領

1. 事業の内容

新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも飲食店が利用拡大に向けた取り組みに要する費用を助成する。

2. 助成対象者

本事業の助成対象者は、町内に事業所を持つ法人または個人事業主であり、6カ月以上継続して町内で事業を行っている者であること。

3. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の（１）（２）に掲げるいずれかの要件を満たす事業であることとします。

- （１）奈井江町の特産品を使った新たなメニューの開発を行うこと。
 - ・奈井江町で生産された産品を２品以上使った新たなメニューの開発が対象となります。
 - ・開発した商品を観光情報誌等へ掲載するなど共同広告への参加が条件となります。なお、撮影に使用するサンプル商品に係る経費は事業所負担となります。
- （２）飲食店宅配助成事業に参加すること。
 - ・6月30日（火）までに宅配助成事業に参加した事業所が対象となります。
 - ・テイクアウト、宅配事業の実績がなければ助成金支給対象外となります。

<対象経費>

*本取組の助成対象経費の詳細は、「4. 助成対象経費」をご覧ください。

4. 助成対象経費

(1) 助成対象となる経費は、次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2020年4月1日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- ③ 証拠資料等（総勘定元帳・経費帳等）によって支払金額が確認できる経費

(2) 助成対象となる経費について

助成対象となる経費は、助成事業期間中に、「飲食店利用拡大に向けた取組」を実施したことに要する費用の支出に限られます。助成事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が助成対象期間外であれば、当該経費は助成対象にできません。助成事業実施期間中に実際に使用し、助成事業計画に記載した取組をしたという実績報告が必要となります。

(3) 助成対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の助成対象外となります。

①原材料・副資材費	加工原材料の購入に要する経費
②機械装置等費	機械装置等の購入に要する経費
③水道光熱費	事業用として消費した水道料、電気料、ガス代、石油代などの経費
④通信費	事業用として使用した電話料、はがき・切手代などの経費
⑤広告宣伝費	事業用として使用したテレビ・ラジオ・新聞雑誌などの広告経費
⑥損害保険料	事業用として支出した火災保険料、自動車保険料などの経費
⑦修繕費	事業用として使用した事業用固定資産の修繕に要する経費
⑧消耗品費	事業用として使用した包装資材、事務用品などの経費
⑨減価償却費	事業用として使用した固定資産の減価償却に要する経費
⑩人件費	本事業に直接従事する者の作業時間に対する経費
⑪外注工賃	事業用として使用した原材料等の加工する際に要する経費
⑫地代家賃	事業用として賃借している地代、家賃などの経費
⑬車両費	事業用として使用している車両に係る経費
⑭事務費	記帳代行料などに係る経費
⑮その他必要となる経費	上記①～⑭に掲げる補助対象経費以外に、事業の実施に当たりやむをえないと認めるもの

※事業期間中に発生した経費に限ります。

5. 助成率等

(1) 奈井江町飲食店利用拡大促進事業に係る助成率等は以下のとおりです。

助成率	飲食店利用拡大に向けた取組に要する費用：定額
助成上限額	30万円

※3. 助成対象事業のうち(1)(2)両方の取組に参加された事業所につきましても助成上限額は30万円になります。

6. 申請手続

(1) 受付締切と手続きの流れ

募集開始 : 2020年6月12日(金) <実施要領公表>
申請受付開始 : 2020年6月12日(金)
申請受付締切 : 2020年6月30日(火)

【1. 助成金申請の基本的な手続きの流れ】

- ①「事業参加申込書」(様式1)を作成してください。
- ②「事業参加申込書」(様式1)を奈井江町商工会窓口(通常業務時間内)に提出下さい。

(2) 参加申込書の提出先・問い合わせ先

奈井江町商工会
〒079-0313 奈井江町本町2区
電話番号 0125-65-2151

- ◇参加申込書類は、直接持参によりご提出ください
- ◇問い合わせ等は、奈井江町商工会事務局にて受け付けます。
- ◇受付時間は、8:30~12:00、13:00~17:00(原則、土日祝日・年末年始除く)です。

7. 事業実施期間等

・奈井江町飲食店利用拡大促進事業の「事業実施期間」「事業実績報告書提出期限」は次のとおりです。

【奈井江町の特産品を使った新たなメニューの開発】

事業実施期間：交付決定日から実施期限(2021年1月31日(日))まで
事業実績報告書提出期限：2021年3月15日(月)

【飲食店宅配助成事業に参加】

事業実施期間：交付決定日から実施期限(2021年7月31日(金))まで
事業実績報告書提出期限：2021年3月15日(月)